平成２７年（フ）第３３号
千葉県佐倉市中志津１丁目29番17号
債務者　北御門明美
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３４号
千葉県八街市富山1314番地3225
債務者　土屋　　操
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３４号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅Ｓ－101号
債務者　川村　雅宏
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４６号
高知市西町100　細木ユニティ病院、住民票上の住所高知市万々374番地６
債務者　久保山泰成
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第４９号
高知市薊野東町17番12号
債務者　宇都宮トモ子
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５１号
高知市介良570番地　県営住宅介良団地Ｒ12号棟207
債務者　公文　香澄
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第５９号
高知市朝倉東町２番21号　メゾンドアイリス401号
債務者　中根　治幸
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７７号
さいたま市緑区東浦和１丁目５番地８　ロイヤルヒルズ池田407
債務者　赤堀　るり
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
さいたま市西区大字水判土432番地８　Ｈ１ハイツ102号室
債務者　淀屋　忠則
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１８１号
さいたま市西区大字指扇682番地１　フォレスタⅡ202
債務者　深津　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２１７号
埼玉県川口市上青木１丁目23番11号
債務者　中川　英子
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
埼玉県川口市並木３丁目26番３号　吉村コーポ303号、旧住所埼玉県川口市並木３丁目27番６－301号　斉藤ビル
債務者　大石　智恵
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地２－５－202
債務者　佐々木　健
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９０号
埼玉県越谷市花田４丁目16番地３　バーミリオンＡ－203
債務者　岡崎　史織
1　決定年月日時　平成27年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
福岡県築上郡築上町大字築城1937番地５
債務者　萩元　　創
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
福岡県築上郡上毛町大字原井1734番地１
債務者　有馬　利江（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
福岡県行橋市大字大野井876番地２　ピーチエクセラン201
債務者　吉永　秀一（旧姓石戸）
1　決定年月日時　平成27年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係